

第1160回玉掛け技能講習とクレーン(5トン未満)特別教育 併合講習開催のご案内

愛知労働局長登録教習機関

登録番号1号(登録期限2024.3.30)

主催: 一般社団法人日本クレーン協会東海支部

協賛: 名古屋西労働基準協会

E-mail: info-meisei@abox3so-net.ne.jp

労働安全衛生法により、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛け業務及びつり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務については、技能講習と特別教育を受けた者でなければ就業できません。つきましては、以下のとおり玉掛け技能講習とクレーン特別教育併合講習の開催をご案内申し上げます。なお、「クレーン運転業務特別教育」のみ受講することもできます。

1. 講習日程及び会場(定員40名)

日時	学科(3日間)			実技(受講票にて指定した日)		
	★1日目	2日目	★3日目	4日目(玉掛け)	★5日目(クレーン半日)	
	8:50~16:15	8:50~16:45	8:50~16:15 (学科試験15:15~)	8:20~17:30 (実技試験16:30~)	8:20~12:30 午前の部	13:20~17:30 午後の部
	令和3年 2月3日 (水)	2月4日 (木)	2月5日 (金)	2月12日(金) → 2月15日(月) →	2月17日(水)午前 2月17日(水)午後	
会場	豊和工業厚生会館会議室 清須市須ヶ口1786-1 名鉄本線須ヶ口駅南出口から徒歩2分			(一社)日本クレーン協会東海支部 半田教習センター 半田市住吉町3-155/TEL0569-32-2600		

(★印は、クレーン運転業務特別教育のみ受講する場合の日程です。)

※ 学科・実技には各々終了時に試験があり、合格する必要があります。

2. 講習会費(クレーン協会東海支部会員はテキスト代のうち、1,000円補助)

- ① 一般コース…玉掛け実務経験の無い方 **32,500円**(テキスト代・消費税込)
※注 下記該当者は、2,000円の減額します。(免許・修了証の写しを添付して下さい。)
○移動式クレーン運転士 ○小型移動式クレーン技能講習 ○揚貨装置運転士 ○デリック運転士
- ② 特例コース…6ヶ月以上の玉掛け実務経験があり、事業主の証明のある方
30,500円(テキスト代・消費税込)
- ③ クレーン運転業務特別教育のみ **14,000円**(テキスト代・消費税込)

3. 申込方法

「名古屋西労働基準協会」(052-581-8086)へ電話予約後、所定申込書に写真を貼付し、講習会費と氏名・生年月日の確認出来る書類(運転免許の写し等)を添えて下記申込先へお申込み下さい。

申込締切(申込書提出及び会費納入)は1月15日(金)です。

1月26日(火)以降の返金は出来ません。変更手続きには手数料が必要です。

日本クレーン協会東海支部発行の技能講習または特別教育修了証をお持ちの方は、1枚にまとめて交付することが出来ます。ご希望の方は申込時に修了証のコピーを添付して下さい。

また、最終日に修了証の原本をお持ち下さい。

※ 詳しくは日本クレーン協会東海支部ホームページ[<http://www.jcatokai.jp>]をご覧ください。

申込先 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6F
名古屋西労働基準協会 TEL 052-581-8086 FAX 052-581-8089
振込先 三菱UFJ銀行柳橋支店 普通預金 0345841
名古屋西労働基準協会 ※ 振込手数料はご負担下さい。